

29 佐財第 279 号
平成 29 年 10 月 19 日

各部（局、室）長 様

企画政策部長 山辺 隆行

平成 30 年度予算編成方針について（依命通達）

平成 29 年 9 月の月例経済報告によると、わが国の経済は、雇用・所得環境の改善が続き、企業収益も、製造業を中心に改善しており、設備投資も持ち直していることから、現状の基調判断では「緩やかな回復基調が続いている」とされています。この中で、政府は、東日本大震災等からの復興・創生に向けて取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現するため、「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2017」などの着実な実行、そして成長への道筋をつけるための「未来への投資を実現する経済対策」の実施により、好調な企業収益を賃上げや雇用環境の更なる改善につなげ、地域や小規模事業者等を含めた経済の好循環の一層の拡大を実現するとしています。

また、平成 30 年度予算概算要求にあたっては、「経済再生なくして財政健全化なし」を基本方針とし、「経済・財政再生計画」の枠組みの下、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組むため、基礎的財政収支対象経費のうち、年金・医療等に係る経費及び東日本大震災からの復興対策に係る経費を除いた経費の要求上限額を前年度当初予算額の 90%以内とするなど、歳出全般でこれまでの安倍内閣の歳出改革の取り組みを強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化することが示されています。

一方、地方財政においては、働き方改革や人材投資、子ども・子育て支援等に適切に対応するとともに、地域の実情に応じ、自主性・主体性を最大限発揮して地方創生を推進することができるよう安定的な税財政基盤を確保することとされています。また、国と基調を合わせて歳出の重点化・効率化に取り組むとともに、地方行政サービス改革の推進と財政マネジメントの強化による健全化を進めるものとされています。

市財政の現状を見ると、平成 28 年度普通会計決算においては、本庁舎や小・中学校の耐震工事等の大規模事業が完了したことなどにより、歳入・歳出ともに前年度に比べ減少となり、特に、歳入では、市税が微増となったものの、国・県からの各種交付金や、国庫支出金などが減少し、歳出より歳入の減少が大きくなっています。また、歳入総額から歳出総額を

差引いた形式収支や、そこから翌年度に繰り越す財源を差し引いた実質収支は黒字となったものの、前年度に比べそれぞれ 27.6%、45.2%と大きく減少しました。さらに、財源不足を補うため行った財政調整基金の取り崩しも、前年度より約 9 億円の増の約 12.9 億円となり、実質単年度収支はマイナスの約 11.7 億円と、平成 16 年度以来 12 年ぶりの赤字となっています。一方、財政の早期健全化等の必要性を判断するための財政健全化判断比率は、実質公債費比率が 2.6 と前年度より改善し、その他の指標も基準を大きく下回っており、この点では財政の健全性は維持されていると判断されます。しかしながら、財政構造の弾力性を示す経常収支比率が、一般財源の減少に対し、経常経費である人件費等が増加したことにより、2.8 ポイント上昇し 93.7%となりました。また、財政調整基金残高も、平成 28 年度末で約 83 億円であったものが、平成 29 年度は当初予算編成のための取り崩しにより、当初時点で残高が約 41 億円に大きく減少するなど、財政運営の硬直化の進行が懸念され、これまで以上に財政状況の厳しさが表れてきております。

このような中、当市の平成 30 年度における財政状況の見込みは、歳入では、根幹となる市税収入のうち、個人市民税については、給与所得者の所得が増加傾向にあること等から微増が期待できるものの、固定資産税については、当市の地価公示価格は概ねマイナスとなっていること、また評価替えの影響等からも減収が見込まれます。さらに昨今の社会経済情勢の変化などから、市税全般では、減少傾向になることが予想されます。国・県からの各種交付金、地方交付税などの一般財源については、国の概算要求では平成 29 年度地方財政計画を下回らないよう実質的に同水準を確保するとしていますが、平成 30 年度総務省概算要求では、地方交付税総額が減額で見込まれるなど、厳しい財政状況が続くものと思われま

す。歳出では、扶助費及び国民健康保険、介護保険などの特別会計への繰出金等が引き続き増加傾向にあり、これに加え賃金等労務単価の上昇など経常経費の増加要因が見込まれています。また、政策的な経費についても、老朽化した公共インフラの更新や地方創生をはじめとする地域活性化など、新たな行政課題に対応するための経費が大きく増加しています。

このように、歳出の増に対し、増収が見込めない中で、財政調整基金残高も大きく目減りしており、財源の確保は、非常に困難な状況となっています。

これらにより、平成 30 年度の予算編成にあたっては、必要な行政サービスの水準を確保しながらも、不断の覚悟を持って、事業の縮小や廃止を含め、抜本的な歳出抑制を検討しなければならない状況にあります。これまで以上に事務事業の見直しを一層徹底し、さらに積極的なスクラップ&ビルドによる事業の選択と集中を進め、行政コストを削減することを求めるとともに、限られた財源を効果的に予算配分することを念頭に、下記により編成作業を進めるよう依命通達します。

第1 基本方針

1. 健全な財政運営と持続可能な財政の確立

平成28年度決算では、実質単年度収支が12年ぶりに赤字となり、経常収支比率は93.7%に上昇するなど、財政の硬直化が進行し、厳しい財政状況を示している。

予算編成にあたっては、財政の持続性を確保するため、更なる経常経費の抑制に努めるとともに、自主財源の一層の確保と限られた財源の最大限の有効活用に努め、中長期的な視点から財政基盤の強化を図ることとする。

2. 将来に希望もてる、選ばれるまち佐倉をめざした取組みの推進

少子高齢化の進展は、地域の存亡にも関わる重大な問題となっている。当市においても人口の維持、増加の観点から、誰もが佐倉市に住んでよかったと思われるような施策に取り組む必要がある。そのため、「佐倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づいた人口減少対策、地域経済活性化を積極的に進めるとともに、第4次総合計画・後期基本計画の基本施策について、着実に事業を推進する予算編成を行うものとする。

3. 予算要求等の状況の公表

要求状況など編成過程を随時公表するとともに、パブリックコメント等を通じた市民の意見を参考に、最終案を決定するものとする。

第2 予算要求にあたっての留意事項

1. 総括的な事項

- (1) 近年、社会保障関連経費の増大や労務単価の上昇など歳出が増加傾向にある一方で、歳入の大幅な増加は見込めない状況にある。経常的経費については、これまで積算の見直し等により削減を図ってきたが、この方法での削減は限界にきている。今後は行政サービスのあり方を再検討し、義務的経費を含め事業の統廃合を含めた大胆な見直しを積極的に図ること。聖域なき見直しを行い、最小の経費で最大の行政効果を上げること为目标に、不要不急な経費の削減を図ること。
- (2) 個々の事業について、人口構成や社会構造、市民ニーズが大きく変化している現状をふまえ、行政が直接行う部分、民間が行う方が適当な部分、市民が主体となって行う部分など、適切な実施主体について再検討し、行政の役割分担の見直しを図ること。
- (3) 平成28年度決算について、行政評価における指標の目標及び達成状況、今後の課題点及び方向性、事業の必要性、有効性、効率性を十分検証するとともに、監査委員から

の決算審査意見、及び市議会の決算審査特別委員会意見等、外部からの意見を踏まえ、平成 29 年度予算の執行状況、決算見込みも考慮に入れたうえで要求すること。

2. 経費区分について

(1) 経常経費は、義務的経費、準義務的経費、通常一般経費の 3 区分とし、義務的経費、準義務的経費については 9 月に実施した基礎数値調査に基づき、需要見込み、財源等を更に精査し要求すること。

通常一般経費については、別途通知する要求基準額通知に基づき、各部局内での自主的な予算配分の見直し調整を図ることにより財源を確保すること。また、これまで当然と考えられていた既存の業務や事業のあり方も含めて、役割や効果を勘案し、廃止、中止など抜本的な見直しを行うこと。

(2) 臨時経費については、施策の推進に必要な経費で実施計画に認められた範囲内で要求すること。積算にあたっては事業実施に要する経費、財源等について再度精査すること。

3. 歳入に関する事項

(1) 市税については、歳入の根幹をなすものであることから、経済情勢や景気動向、税制改正等の状況等も的確に把握するとともに、過大・過少に見積りすぎることのないよう、適正に見積ること。また、税負担の公正性の観点から滞納処分などの収納率向上に向けた対策を積極的に実施すること。

(2) 負担金・分担金等については、市民負担の公平性の観点から、受益と負担の適正化を図ること。また収入未済額については、回収の方針や、目標を設定するなど、計画的な対策を講じ収納率の向上に努めること。なお、「佐倉市使用料・手数料の見直しに関する基本方針」に基づき見直しを行った使用料・手数料については、見直し後の適正な額を見積もること。

(3) 国・県支出金については、国及び県の動向を注視するとともに、制度や法令等を再検証し、最大限確保に努めること。また、各種公益法人からの助成についても同様に情報収集に努め、積極的な活用を図ること。

(4) 市債については、世代間の負担の公平性という観点から適正な範囲で活用していくが、将来負担の抑制にも十分配慮し、地方交付税措置のあるものを中心に厳選すること。

(5) これまで市有財産の有効活用の観点から、自動販売機設置に係る行政財産の貸付や、各種広告収入など財源確保を進めてきたが、未利用財産の有効活用など、より一層の創意工夫により新たな財源の確保に努めること。

4. 歳出に関する事項

- (1) 施設の管理運営経費については、地方交付税の算定基準などを参考に民間活力の導入を検討し、可能なものは指定管理者制度への移行や、民間への委託を進めること。また、設備の保守点検については、計画的な維持管理と業務の質の向上と合理化を図ること。
- (2) 情報システム経費については、市民サービスの向上と事務の効率化、費用対効果を十分検討した上で要求すること。また既存のシステムについても利用状況や有効性を精査し、効率的なシステム運営を図ること。
- (3) 市補助金については、佐倉市補助金検討委員会の提言に基づき、廃止、統合を含め内容を精査し、見直しを図ること。また、補助の成果を評価し必要に応じて抑制、削減に努めること。特に団体に対する補助金及び負担金については、個別の補助金交付要綱等に基づき適切な会計運営が行われているか検証し、補助対象経費の適格性を精査し、継続の可否、必要性、効果等を再検討すること。

5. その他の事項

- (1) 特別会計については、その会計内で収支の均衡を確保するよう努め、歳出に見合った、保険税、保険料、使用料等の負担の適正化を図ること。
- (2) 公営企業会計については、一般会計からの繰出しは、地方交付税の繰出し基準の範囲内とすること。
- (3) 一部事務組合については、独立した特別地方公共団体ではあるが当市の予算編成方針の主旨を踏まえ、より効率的な運営に努めるよう要請すること。また、負担金の計上にあたっては、その内容及び負担割合の妥当性等を十分精査し、その上で負担に応じること。
- (4) 基金については、その設置造成の経緯を踏まえたうえで活用を図ること。長年にわたり活用実績のないものについては、その運用の見直しを行い、必要に応じて処分等の検討を行うこと。

第3 予算要求基準等

すべての予算要求は、29 佐財第 280 号「平成 30 年度予算編成事務要領について（通知）」により行うこと。